



United Nations General Assembly

配布: 一般

2018 年 12 月 27 日

言語: 日本語

国連総会

Agenda item: 平和的な宇宙活動に関する国際行動規範

Sponsor: Algeria, Argentina, Belgium, Bolivia, Brazil, Burkina Faso, Canada, Chile, Czech Republic, Denmark, Finland, France, Germany, Ghana, Kazakhstan, Kenya, Luxembourg, Morocco, Netherlands, New Zealand, Nigeria, Pakistan, Republic of Korea, Saudi Arabia, South Africa, Spain, Sri Lanka, Sweden, Thailand, Turkey, Ukraine, United Kingdom, Venezuela, Vietnam

国連総会は、

本決議案が法的拘束力を持たない国際行動規範であることに留意し、

今日に至るまでに宇宙開発における技術発展が多面的に進んでおり、その恩恵がもたらされていることに満足を示し、

すべての国にその恩恵がもたらされていない現実を懸念し、

各国には宇宙活動を行う際、経済及び、技術的な格差によって生まれる差別をなくし、全ての国に平等な機会を与える必要がある事を再確認し、

さらなる発展のために、宇宙開発技術の情報の共有をさらに進めていくべきであることを再確認し、

宇宙開発に関する情報は可能な限り公開するべきであることを考慮し、

宇宙技術開発における先進国と後進国の隔たりが大きく存在することを遺憾に思い、

全加盟国の持続的な発展のためには、この差を解消するための努力をする必要があることに留意し、

宇宙開発におけるキャパシティビルディングが、経済的なものに限らず、技術的な支援や人材の育成にも力を入れられるべきであることを再確認し、

宇宙空間の探査および利用が全ての人民のために、その経済的または科学的発展の程度にかかわりなく行わなければならないことを確信し、

スペースデブリが全ての国や人民の宇宙活動を妨害し、甚大な被害をもたらす危険性を認識し、

国家だけではなく宇宙活動に大きく関わる企業とも連携してスペースデブリ除去の為に最大限努力する必要があることを強調し、

スペースデブリの削減は長期的に行なっていくべきことであると断言し、そして衛星から得る情報が私達の日常生活に大きな恩恵や発展をもたらしている事を再認識し、

一方で情報共有による国家機密の侵害の危険性がある事を留意し、

1. 宇宙活動によって得られた情報は、各国の繁栄のために、また各国の安全を保証できる範囲内で最大限情報を公開する義務を各国に課すことを求め;
2. 緊急時に、各国に対して当事国が情報を要求をする権利がある事を再確認し;
3. 各国に対して緊急時に限り、軍事情報の開示を行うことと情報の取り扱いについて話し合いを行う事を求め;
4. 宇宙開発先進国は以下のように発展途上国に対して支援を行う必要性を再確認し、その支援について以下のように決定し:
 - (a) 先進国や発展途上国に関わり無く、世界各国の代表団同士が各国が宇宙活動の恩恵を受ける事を可能にする為に、今後の宇宙開発と宇宙開発のための支援に対して定期的に議論する場を設ける、
 - (b) キャパシティビルディングが正しく行われているかどうか確認する為 UNOOSA にキャパシティビルディングを行なった国にキャパシティビルディングについての報告書を提出する義務を課す、
 - (c) 報告書に偽りがあった際はキャパシティビルディングの内容について UNOOSA を交えた上で支援を行なった国と協議する;
5. スペースデブリの削減に関して各国が共通だが差異ある責任があることを再確認した上で各国が長期的に削減に取り組むべきであるということを再確認し;

6. スペースデブリの削減を行うために以下のことを決定し:

- (a) スペースデブリの排出量を明らかにする為、すべて国に現在宇宙空間に存在する衛星の数を UNOOSA に報告し、衛星を打ち上げる際にはその都度報告することを義務付けること、
- (b) 衛星を打ち上げる際には宇宙デブリとなり得る物質、部品についての情報を打ち上げ前に UNOOSA に共有すること、
- (c) スペースデブリの除去割合はスペースデブリ排出量に応じて定めること;

7. スペースデブリの削減を行うために以下のことを各国に求め:

- (a) 全ての国が共通だが差異ある責任かがあるという事を認識すること、
- (b) スペースデブリ削減に関する技術を保有している国家が各国の技術レベルを向上させる為の情報公開を行うこと。